

貨物概要

雲母、酸化チタン及びカルミン（コチニールレーキ）を成分とした淡赤紫色の真珠光沢を有する粉末。顕微鏡での観察により、色素が付着した雲母片を確認することができる。

化粧品用着色料に使用されるもの。

分類

関税率表第 3206.49 号 - 2（統計番号 3206.49-900）のその他の着色料

分類理由

無機顔料（雲母、酸化チタン）に有機着色料（カルミン）を加えたものであることから、第 32 類注 3 に規定される調製品に該当するもので、かつ、第 32.03 項から第 32.05 項までには該当しないことから第 32.06 項に分類されるものです。また、その主成分からその他の調製品として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）